

平成 25 年 12 月

## 健康診断

### 【質問】

転職して 3 年になりますが、今の会社では職場の健康診断を一度も受けたことがありません。以前勤務していた会社では健康診断(年に 1 回)を受けていました。

自分の健康状態を知っておきたいので健康診断を受けたいです。健康診断をするかしないかは会社によって違うものでしょうか。

### 【答え】

労働安全衛生法では業種、規模を問わず事業者が労働者に対する健康診断の受診を義務付けています。事業者が義務付けている主な健康診断には次のようなものがあります。

- ◆ 雇入時の健康診断・・・常時使用する労働者を雇い入れるときに行います。
- ◆ 定期健康診断・・・常時使用する労働者について 1 年以内ごとに 1 回、定期的に一定の項目について行います。
- ◆ 特定業務従事者健康診断・・・坑内労働、深夜業等の有害業務に従事する労働者について 6 か月以内ごとに 1 回、定期的に行います。

常時使用する労働者とは

- ① 1 年以上使用される予定の者(特定業務従事者は 6 月以上使用される予定の者)
- ② 同種の業務に従事する労働者の 1 週間の所定労働時間数の 3/4 以上である者

以上の二つの要件を満たせば事業者はパート、アルバイトも健康診断を受けさせないといけません。

また、上記のように健康診断は法律により事業者が義務付けられているため、健康診断の費用については事業者が負担すべきものとされています。

ご質問のように会社で 1 年に 1 回の健康診断が実施されていない場合は法律に違反しますので、法律で義務付けられていることを会社に説明し、健康診断を実施してくれるように要請しましょう。それでも会社が健康診断を実施しない場合は労働基準監督署へご相談ください。

### 【ワンポイントアドバイス】

- ・事業主が労働者に行う健康診断の受診は法律で義務付けられています。
- ・パートやアルバイトも要件を満たせば健康診断を受けることができます。

